

かがわ文化芸術祭 2019 映画制作事業費補助金 制作要項

1 補助対象事業

香川の映画・映像文化の活性化と、それらを支える人材の育成を目的として、さぬき映画祭第3回シナリオコンクール大賞受賞作品である「結願～まひるの遍路旅（河野輝夫作）」を原作とした映画作品を、補助対象者が制作する事業。

●結願～まひるの遍路旅 あらすじ

東京の旅行出版社で働く河合まひる(26)が、自社の四国遍路のルポ企画で、二カ月にわたる歩き遍路に出る。道中で、ベテランお遍路や、謎の美人お遍路、若い男性遍路など多くの人々と触れ合い、交流し、途中、空海からの諭しも受け、それぞれの人々が、人生の重みや意味を見つけ、強く生きる決心をするストーリー。

(※原作(シナリオ)全編は、かがわ文化芸術祭 HP 参照 URL <http://kagawa-arts.or.jp>)

2 制作要件

- (1)香川県内でロケ撮影を行うこと。ただし、これによりがたい場合は、事前に映画制作事業費補助金審査会（以下「審査会」という。）の承認を得ること。
- (2)撮影の実現性や演出上の効果など映画制作に伴う原作の修正は、原作の基本的なストーリーの踏襲を前提に認めるものとする。
- (3)前号の映画制作に伴う原作の修正については、事前に審査会の確認を得ること。
- (4)音楽、映像などの著作物を利用する場合には、その著作権を有する者・団体の許諾を得ること。権利許諾の不備による事故は、全て補助対象者の責任とする。
- (5)差別用語、政治や宗教の宣伝、虚偽等、社会に誤解を与える表現を用いないこと。
- (6)特定の個人・団体の名誉、プライバシー及び信頼を毀損する表現を用いないこと。
- (7)映画観覧の際に年齢制限を設ける必要がある表現を用いないこと。
- (8)作品(本編)の長さは25分以上60分以下とすること。
- (9)かがわ文化芸術祭実行委員会が令和2年2月に開催を予定している上映会に作品を提供すること。
- (10)その他映画制作事業費補助金交付要綱の定めに適合すること。

3 補助対象経費及び補助限度額

補助対象経費	補助限度額
企画費、スタッフ費、キャスト費、フィルム関係費、撮影費、照明費、ロケーション費、美術費、音楽費、録音費、編集費、印刷製本費、広報費、保険料、通信費、その他かがわ文化芸術祭実行委員会が必要と認めた経費	上限 70 万円

(注1)食糧費(飲料費含む)はリハーサル、ロケハン、撮影時に限り、ゲスト・講師等に関しては1食につき1名あたり1,800円を上限に、監督、プロデューサー、その他スタッフに関しては、1食につき1名あたり800円を上限に支出を認める。

(注2)事業の運営に必要な経費であるが、自家用車運転にかかる燃料費、諸事務に伴う携帯電話使用料金等、領収書によりがたい経費については、事前に委員会が承認したものに限り、上限5万円まで諸経費として認める。

4 問合せ先

かがわ文化芸術祭実行委員会事務局 担当 綾、今瀧

〒760-8570 高松市番町4-1-10 香川県政策部文化振興課内

TEL:087-832-3785、FAX:087-806-0238、Mail:info@kagawa-arts.or.jp、

URL <http://kagawa-arts.or.jp>

(原作(シナリオ)、補助金交付要綱、申請書等必要書類はホームページからダウンロード可能です)